

佐賀県「住宅ノンアスベスト推進事業」（一般住宅） 募集要領

県では、吹付けアスベストの適正な処理の推進、県民の皆さんの健康保護と住宅の安全性確保を目的として、建築物に使用された吹付けアスベストの除去工事等に要する借入金について利子相当額の補助を受けられる方を募集しています。その募集要領については、次のとおりです。

1. 吹付けアスベストとは？

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条に規定する石綿等を、そのまま又はセメント等の結合材と混合して、建築物に耐火被膜、吸音、断熱等の用途として吹きつけたものをいいます。

2. 補助の対象となる除去工事等の範囲は？

建築物の吹付けアスベストの除去、封じ込め若しくは囲い込みに係る工事又は次に掲げる付帯作業をいいます。

イ 準備作業

壁、天井等の撤去作業又は飛散防止のための隔離等の作業であって、除去工事等のために必要なもの

ロ 後処理作業

石綿等を含まない建材による修復作業であって、除去工事等に付随して耐火被膜、吸音、断熱等の機能を復元するためのもの

ハ 廃棄物処理作業

除去工事等に伴い、工事現場から発生した廃棄物を処理するもの

ニ その他の作業

除去工事等に関係する作業であって、吹付けアスベストの適正な処理のために必要な作業として知事が承認するもの

※上記の除去工事等については、建築物石綿含有建材調査者が実施計画の策定等を行い、当該計画に基づく現場体制に基づき実施するものが対象となります。

3. 応募できる方は？

次の①から⑤のすべてを満たす方

①県内に自ら居住するための住宅を所有している方

②上記①に掲げる住宅のアスベストの除去工事等のために指定金融機関（※1）からローンの借受を予定されている方で、当該金銭消費貸借（ローン）契約が未締結であること

③令和7年2月21日（金）までに住宅のアスベストの除去工事等を完了させ、かつ住宅ローンの契約まで完了することができる者

④県税の滞納のない方（現在、県内に在住の方のみ）

⑤暴力団員又はその関係者に該当しない方

（※1）指定金融機関

下表の金融機関の住宅ローンが対象です。住宅ローンについては金融機関へご相談ください。

佐賀銀行	佐賀共栄銀行	佐賀県信用農業協同組合連合会
伊万里信用金庫	唐津信用金庫	佐賀信用金庫
杵島信用金庫	佐賀東信用組合	佐賀西信用組合
九州労働金庫	大川信用金庫	佐賀県信用漁業協同組合連合会
三井住友銀行	福岡銀行	県内の各農業協同組合
十八銀行	親和銀行	西日本シティ銀行
中央三井信託銀行	みずほ銀行	長崎銀行
筑邦銀行	独立行政法人住宅金融支援機構	

4. 募集期間は？

令和6年12月20日（金）まで

※注）但し、予算の関係上、定数に達した時点で応募は終了しますので、ご注意ください。

5. 対象となる住宅は？

県内の住宅で次の要件をすべて満足するもの

- ①自らの居住の用に供される住宅であること
- ②吹付けアスベストが使用された県内の住宅であること

6. 補助の内容は？

- ①補助金交付の対象となる貸付資金

対象となる住宅の吹付けアスベストの除去工事等のために指定金融機関（※1）から貸付けを受けた資金の融資額

- ②補助金の交付額

吹付けアスベストの除去工事のために資金の借入を受けた場合の利子1%に相当する額（但し、貸付実行時における適用利率が1%を下回る場合は当該利子に相当する額。）

7. 申し込みの窓口及び方法

- ①申込窓口：佐賀県建築住宅課 建築指導担当
- ②申込方法：持参または郵送

8. 手続きの流れと必要書類について

STEP1 お申込み（ローン契約の締結前までに。令和6年12月20日〆切（先着順））

必要書類

- ①佐賀県住宅ノンアスベスト推進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（別紙1）
- ③工事費用が確認できる書類（工事業者の見積書等）
- ④工事予定箇所の施行前の写真
- ⑤県税事務所長が発行する県税の完納証明書（現在、県内にお住まいの方のみ）
- ⑥誓約書（別紙3）
- ⑦建築物石綿含有建材調査者が策定等を行った実施計画の内容を示す書類
- ⑧建築物石綿含有建材調査者の調査者登録証の写し

STEP2 実績報告（工事完了及びローン契約から30日以内に。令和7年2月21日〆切）

必要書類

- ①佐賀県住宅ノンアスベスト推進事業補助金交付変更申請書（様式第3号）
※注）貸付予定利率の変更など、補助金の金額が変更する場合は、必ず添付してください。
- ②佐賀県住宅ノンアスベスト推進事業補助金実績報告書（様式第4号）
- ③完了報告書（別紙2）
- ④金銭消費貸借（ローン）契約書の写し
※注）利率の記載がない場合は、利率を明記した特約書等の写しを添付してください。
- ⑥工事完了を証明する書類（工事請負契約書、領収書の写しなど）
- ⑤除去工事箇所の施工前及び施工後の写真
※注）工事前までに、必要な写真をあらかじめ確認して、くれぐれも撮り忘れのないよう注意してください。
- ⑥アスベストの適正処理に関する書類 ※注）公官署等への届出等の写し、廃棄物処理記録等
- ⑦実施計画に基づく現場体制に基づき実施した結果の内容を示す書類
- ⑧建築物石綿含有建材調査者の調査者登録証の写し

■ご相談・お問い合わせ・書類提出先

ご不明な点がございましたら、お気軽にお電話ください。

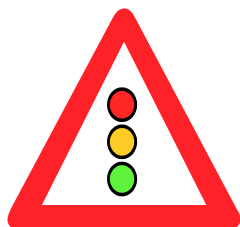
〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59

佐賀県県土整備部建築住宅課 建築指導担当

TEL：0952-25-7165 FAX：0952-25-7316

E-MAIL：kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp

■工事にあたっての注意事項について



注 意

(1) 工事の前までに、もう一度、必要書類と注意事項をよくお確かめください。手続きの際に、提出できない書類があると、受付ができず、補助金も交付されません。

(例)・現場写真の必要な箇所をよく確認しておくこと など

(2) 申込額が予算に達した時点で受付を終了しますので、お早めにお申し込みください。

(3) 令和7年2月21日(金)までに住宅の工事を完了し、かつローンの契約を締結しなければ、補助金は交付されません。